

松山家庭裁判所委員会議事概要（第10回）

1 日時

平成20年7月8日（火）午後1時30分

2 場所

松山家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員

青木裕史，秋川啓人，太田敬司，門田誓，窪田恕子，薦田伸夫，鈴木静，谷口祥子，中田幸子，廣田民生，八幡功（五十音順）

(2) 事務担当者

山本事務局長，伊村首席書記官，古川首席家庭裁判所調査官，藤澤次席家庭裁判所調査官，香川総務課長

4 議事（委員長，委員，事務担当者）

(1) 自己紹介

出席者全員が自己紹介をした。

(2) 委員長の選任

従前から松山家庭裁判所長が委員長になられているようですから，廣田民生松山家庭裁判所長を委員長に選任するのが良いと思います。

賛成多数により，廣田民生松山家庭裁判所長が委員長に選任された。

(3) 委員長代理の指名

委員長は，薦田委員を委員長代理に指名した。

(4) 非行少年の再犯リスクについて

非行少年の再犯の実情について，藤澤次席調査官から説明します。

（平成14年に係属した事件のうち，ある中堅調査官が担当した，142人の少年について，20歳になるまでに何人が再犯を犯したか，また，その具体的リスク要因が何であったかを実例に基づき説明した。この142人は，調査

官の調査を受けた者であり、極めて軽微な事件である簡易送致事案を含めると、再犯率は、約3割である点を紹介した。)

説明資料表2の学職別比率で高校を中退した人の個別具体的なケースはどのようなものでしたか。

高校を中退してアルバイトをしている者は有職者としています。統計面では明らかになっていませんが、感覚としては、一つのグループとして、4月、5月に高校をリタイヤするグループがあります。高校に行かせたいという親の強い思いから進学はしたものの、何か仕事をするという自己決定をすることもなく、何もしようというものが無いという状態です。

高校中退の理由として進路変更が多いが、それは積極的に進路変更したということなのか、それとも少年が高校に付いていけなくなったので高校をやめたということなのか。

どちらかと言えば、高校に付いていけなくなったからということの方が多いのです。中には積極的に進路変更した者もいますが、率としては少ないのが実情です。

保護観察に付されているとき、20歳になれば、その時点で保護観察期間満了となってしまうのですか。

18歳より前に保護処分として保護観察の決定があれば、20歳で保護観察は終了します。18歳を過ぎた後保護観察決定を受けると決定から2年間の保護観察期間があります。もし、19歳の時に決定があれば、20歳になっても保護観察を受けていることがあり得ます。

委員の方々は、再犯率について、どのような感想を持たれましたか。

検察官ですが、成人事件で送られてくる者の中には、少年時代に非行を起こしている者もいます。その率がどの程度かについての文献があると思いますが、今は資料を持っていませんので分かりません。

弁護士ですが、約3割という再犯率は、漠然と思っていた数字より低いと思

いました。どちらかの親を欠く欠損家庭の方が、そうでない家庭より、再犯率が高いのですか。

欠損家庭であっても家庭として機能している場合もあれば、両親が揃っていても子供をほったらかしにして家庭として機能していない場合もあります。家庭として機能していない場合に比例して、非行化する傾向があると思います。

補足説明をすると、犯罪白書によると、少年院に送致された少年については、親の揃っていない少年が6割だということです。学歴も中学校卒業が8割となっており、家族に問題を抱えたり、学校への不適応といった問題があることが窺えます。

再犯率が約3割ということは、逆に言えば、3割に問題があっても、7割がうまくいっているということですか。法律の専門家として、この3割の感想をお伺いします。

裁判官ですが、松山家庭裁判所に着任してから3か月ですが、円満な家庭で少年だけ悪いというケースは1件もありません。

統計の盲点というか、再犯率3割といっても、1人で3回も4回も再犯する少年もいます。1つのクラスに1人の割合で再犯を繰り返す少年がいるという統計もあります。

再犯と言っても、1回だけの少年もいれば、3回、4回と繰り返す少年がいます。川崎市内で、家裁係属の少年の再犯率を調査した結果では、77パーセントが再犯しないが、3回以上繰り返す7パーセントの少年の再犯率は高いという結果が出ており、1、2回で直らない少年は、そのまま再犯を繰り返しやすいといえます。

少年が何回も非行を繰り返す中で、例えば、窃盗でも、万引きから自動車盗へというふうに再犯の内容が前と変わってきているのですか。

法務省は万引きや自転車盗などの軽微な事件を初発型非行と呼んでいます。非行の入口的な軽微な事件で留まる少年もいますが、原付盗に進む少年もいま

す。粗暴犯においては、再犯率が高いと言われています。

裁判官として着任してこの3か月を見ると、感覚的には、犯罪傾向が深まる少年は見ていませんが、万引きを繰り返す少年は多いように思います。

原付盗、万引きといった窃盗事件が多いのですが、自動車盗、侵入盗は、数字的には少ないです。圧倒的に原付盗までで留まる事例が多いと思います。

初犯だけで終わる少年については、少年の内省が深まり、保護者の理解もあって、少年が変わるということもあると思いますが、頭ごなしに責めるとか、泣き崩れるといった保護者では、家庭が少年を受け入れることができなくて再犯防止につながらないのではないかと思います。親の力にも限界がありますから、子育てがうまくいかないとすれば、何かケアする必要があると思います。親がいなかったり、病気だったりして喪失体験をした少年は、ストレスやトラウマでダメージを受けていますから、こうした少年をどう支えるかが再犯率とも関係してくるのではないかと思います。どうでしょうか。

少年が短期間のうちに変わっていくのが望ましいのですが、そうでないときは、保護処分にならざるを得ません。非行行動が基で社会の厳しさに触れる中で自覚が生まれ、それが転機になることもあります。親とはうまくいかなかったが、大事な異性と出会うとか、職親的な人と出会って立ち直る少年もいます。そうしたことが全くない場合は、立ち直りが難しいのが現状です。

中学校の進路指導が不十分なところもありますが、中学校を卒業してすぐ仕事に就くことはほとんど不可能なのです。だから親は、高校に行かそうとするのですが、高校の先生が中学校にやって来て、「あの生徒はやめました」ということを聞くと、本当に辛くなります。中学校としては、どう進路指導したらいいのか、大変悩んでしまいます。私の学校は、生徒数は少ないのですが、それでも様々な家庭があります。表面的かもしれませんが、こんな家庭でよく頑張っているなという子供もいれば、家庭の問題が一番の原因で指導の難しい子供もいます。両親が揃っていても、会話のない家庭もあります。そうしたとこ

るの子供にとって、家庭は心の住処になっていないのですが、そういう家庭が多くなってきているように思います。そのような家庭の親と連絡を取ろうとしても取れなくて、電話をかけても、ナンバー通知で学校と分かると電話を取ってくれないのです。学校の現場では、先生たちが走り回っているのが現状です。

少年にどこか良いところがあれば、救われるように思うのですが、少年審判の場で少年と話をしているにもかかわらず、素直に受け答えをしているようで、意志薄弱で、その場だけの少年もいます。その場だけの少年の方が、対応は難しいと思います。暴走族の幹部とか、やくざのようなグループでそれ相応の地位にいる少年であれば、気持ちが入れ替われば、社会に出てもそれ相応の人物になるようにも思います。というのも、人を率いて行くには、それなりの人間力がなければならぬからです。少年審判をしても、少年に何か良いところはないかといつも観察しています。学校の現場で、勉強のできない子供がずうっと座ったまま授業を受けるというのは辛いものです。何か、体操とか、肉体労働とかで、自信を持たせることができれば良いのですが、どうでしょうか。

自分で自信を持てたら、色々なことに挑戦していく力がつくと思います。自信を持たせるためには、学校内でもできるだけ色々な角度から子供をほめて育てよう、良いところを伸ばそうと考えています。進路指導においても、高校に行かそうという気持ちの強い保護者もいますが、最終的には、本人が決めることになるのだと思います。

問題点として、一つには、両親が揃っていて家庭がしっかりしているということの意味が、家庭内で社会関係の結び方を学んでいく、人を信頼して物事を行うことを学んでいくというのを、家庭が中心になって教えていたのに、それが押しつけであったり、家庭がそうしたことを教えなくなっています。保護者に対する支援が必要となっており、母子家庭や様々な家庭を支える公的な所でのケアが必要になっています。もう一つは、再犯のリスクとして、少年院から帰ってきた少年とか、ある程度の保護処分を受けた少年に対する社会的差別が

厳然とあるのではないか思うのです。例えば、本人としては心を入れ替えて一生懸命働くぞと思っているにもかかわらず、職場で過去のことが知れて、居づらくなるとか、学校でいじめに遭うのではないかとということが懸念されるので、少年院から帰った少年を保護するような、差別されないような所を作ったり、差別されないようにするにはどうしたらいいかを考えなければならないと思います。外国の研究では、社会的な絆が重要であるとのことですが、そのために、孤立させない、本人をエンパワーメントさせてぶつかるようにする、それと本人への不要な差別や嫌がらせをやめさせないといけないと思います。松山で暮らしていると人の噂はあっという間に広がります。それを考えたとき、今の二つが大事ですが、特に、後者は重要であると考えています。子供の差別があると感じられている方はおられるのでしょうか。

簡単には言えませんが、前者の家庭が機能していない親をどうするかについては、公的な場では、保護観察所、少年院でも、保護者への措置が法文化されています。保護観察への理解、少年院の活動への支援、あるいは、法文化による過程で問題意識は深まっています。後者については、少年院から仮退院した後について、裁判所は判断機関であり、直接感じることはありませんが、社会の見る目が何か蔑むような目で見るといったケースはあると思います。親たちが連絡会を作るようなことは難しく、一線を引いた所で活動をしていて、社会に広がっていかないジレンマがあります。保護観察所では、協力雇用主制度がありますが、これは少年が困ったときに就労先が援助する制度です。しかし、実際に頼もうとすると、なかなか難しいのが実情です。積極的に何とかしたいところですが、今のところ社会的なネットワークがあるというまでには至っていません。

少年院でも職業指導に力を注いでおり、例えば、溶接工の資格を取らせ、社会復帰に力を入れているのですが、実際に仮退院して家に帰ると受け皿がない状態で、家庭の機能、社会の機能といったものが低下している状況にあります。

協力雇用主に協力を依頼することもあります。それとは別に、保護処分に付す前の少年を長期間民間の個人業主などに預けて、その生活状況を観察するという補導委託制度もあります。例えば、少年を塗装会社に預け、そこで親の代理や自分になりたいモデルを見つけ、立ち直っていくということもあります。しかし、補導委託先は先細りですので、この機会に、社会的にも重要な地位を占めておられる方々に、補導委託先に関する情報をいただきたいと思っています。

(5) 裁判所利用アンケート結果報告

アンケートの結果は、机上配布の資料のとおりです。

前回回収日の翌日の平成20年2月5日から同年7月7日現在までに用紙48枚を配布し、6人分を回収しました。

まず場所の分かりやすさについてですが、説明の不十分さを指摘されています。手続案内を受けたい方が来庁した場合、まず、正面案内窓口でその旨を職員に伝えていただきますと、対応者が番号札と手続案内申込みカードを渡し、一緒に歩いて待合室に案内します。そこで、申込みカードの記載箇所を説明して、手続案内担当者に呼ばれるまで待つていただく旨を説明しています。このアンケートの意見を受けて、今申しました手順の励行を職員に徹底したところです。ただ、アンケートに該当するような事例は不明でした。

次に、職員の説明や対応についてですが、どなたの記載であるのか、特定はできませんが、内容から見ますと家事手続案内や調停の来庁者であろうと思われます。一般的な事柄として、手続案内や調停の当事者の方は、御自身に有利な解決方法や助言を求めがちで、中立的な立場から話を進めようとする手続案内担当者や調停委員等の説明に、ともすると不満が出ることもあります。今後とも、こうした御指摘を契機にして、中立性を保ちながらも、当事者や来談者の気持ちに沿った誠実な対応を心掛けていくよう、接遇改善に努めて参りたいと考えています。

(6) 新しいアンケート様式について

これまで御説明して参りましたアンケートは、利用しやすい家庭裁判所の実現に向けて、利用される市民の皆様から率直な御意見をうかがって改善できるところは改善していこうという目的で実施しているわけですが、前回の委員会において、「自由記載欄が多すぎるのではないか」といった御意見や、「もっと色々な意見を選択肢に盛り込むべきでないか」といった御指摘を受け、お手元にお配りしたような案を作成しましたので、率直な御意見をいただければと思います。ここでの御意見を基に修正し、新書式にて来庁者の方へのアンケートを続けて参りたいと考えています。

裁判所に来られる方々は、大変な不安を抱えて来ています。裁判所に来るまでの気持ち、来てからの気持ちを聞いて欲しいと思います。

(7) 調停当事者に対するアンケートの実施について

調停事務処理の改善と調停委員の調停技法の向上を図ることを目的として、離婚調停事件につき、終局した事件の当事者全員を対象としたアンケートを実施する予定です。実施期間は3か月程度で、アンケート結果を集計して分析検討を行った上で、調停の充実に向けて改善を行う資料にしたいと考えています。結果は、次回の家裁委員会で発表する予定です。

弁護士として相談を受けた際、調停の場合には特別の事情のない限り御本人にしてもらい、私が代理人につくことはありませんが、そのような場合に、御本人で調停に臨まれた方からよく不満を言われることが二つあります。一つは、「こちらの言い分を聞いてくれず、相手の言い分だけ言われた」というものですが、これについては、「調停委員は、調停を成立させるためには、相手の言い分を伝えて譲歩を求めなければならないので、仕方がない」と答えています。もう一つは、御本人が女性の場合によく言われることなのですが、「調停委員が、(女性である)私の我慢が足りない。御主人は良い人じゃないですか等と一方的に言われて、悔しくて仕方なかった」と、時には泣きながら言われるこ

とです。調停委員は男性と女性の委員のペアとなっていますが、男性委員は男社会を勝ち抜いてきた人ですし、また女性委員も男社会で男性を立てて生きてきた人が多いので、どうしても女性の御本人に男社会の「常識」を押し付ける傾向が避けられません。調停主任である裁判官が、積極的に調停の席にも参加して、そのような弊害のないように御配慮願いたいと思っています。

裁判所としても、そういうことのないようにしていますが、調停委員と当事者では、年齢が違うので、年齢ギャップがあるのかもしれませんが。裁判所の話を受けない当事者もいますが、当初当事者が聞く耳を持たなくても、何回か話をしていくうちに聞いてくれることもあります。いずれにせよ、調停についてアンケートを実施したいと思っています。

(8) 次回テーマについて

先程から話題になっていますアンケートの実施結果等を報告したいと思います。

(9) 次回期日について

平成21年2月10日(火)午後1時30分